

千葉商科大学同窓会選挙管理規程

(規程)

第1条 千葉商科大学同窓会会則第10条の役員選任は本選挙管理規程に基づいて行う。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 常任理事会及び理事会において役員選出の案件が議決されたときは選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員は次の機関から推薦された7名とする。

- (1) 常任理事会から2名
- (2) 理事会から2名
- (3) 支部長会から3名

3 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員会は理事・監事等の役員候補者募集に際し、募集事項を決定し電子的方法等により告知する。

(会長の選出)

第3条 会長は常任理事就任予定者の中から現行の常任理事会において選任し、理事会においては出席理事の過半数、総会においては出席維持会員の過半数の承認を得なければならない。

(常任理事の選出)

第4条 常任理事候補者は理事就任予定者に限る。

2 常任理事候補者は現任理事3名以上の推薦を得なければならない。

3 常任理事候補者の推薦枠は現任理事1名につき3名以内とする。

4 常任理事の定数は20名以内とし、理事会において出席理事の過半数の承認を得なければならない。

5 常任理事候補者が20名を超えた場合は理事会において選挙を行う。

(理事の選出)

第5条 理事候補者は募集告知を行う年度(期)の継続維持会員のうち、次のいずれかの要件を満たした者に限る。

- (1) 支部長
- (2) 同期会会長
- (3) 上記以外の瑞穂会会長

- (4) 本部役員経験者
- (5) その他一般候補者は会長の推薦者
- 2 理事の定数は 120 名以内とし、理事会においては出席理事の過半数、総会においては出席維持会員の過半数の承認を得なければならない。
- 3 理事候補者が 120 名を超えた場合は理事会において選挙を行う。
- 4 第 1 項 (1) ～ (3) に記す支部長・会長が理事任期中に交代した場合、新支部長・新会長が理事に就任する。但し、理事の人数が定数を超過していない場合に限り、前支部長・前会長は理事の任期が満了するまで継続することができる。

(事務局長の選出)

第 6 条 事務局長は理事の中から会長が指名する。

(監事の選出)

- 第 7 条 監事候補者は募集告知を行う年度（期）の継続維持会員のうち、現任理事 2 名の推薦を得なければならない。
- 2 監事の定数は 3 名とし、理事会においては出席理事の過半数、総会においては出席維持会員の過半数の承認を得なければならない。
 - 3 監事候補者が 3 名を超えた場合は理事会において選挙を行う。

(副会長並びに委員長の選出)

第 8 条 副会長並びに運営委員会委員長は常任理事の中から会長が指名する。

(付則)

- 1. 本「選挙管理規程」は、平成 27 年度定期総会で会則の改正が議決された日から施行する。
- 2. 新・千葉商科大学同窓会会則が施行後、初の役員選出にあたっては、特例措置として 1 期のみ旧・千葉商科大学同窓会会則に基づいて選出されていた役員（原則として年度幹事を除く）を理事として選出することとする。
- 3. 本「選挙管理規程」に定めのない事柄については、選挙管理委員長が常任理事会に発議し、理事会の出席理事の過半数で決議する。
- 4. 本「選挙管理規程」の改廃は、総会において出席した維持会員の過半数をもって決議する。
- 5. この改正は、令和元年 11 月 4 日から施行する。